

アジア・知財の現場を歩く (第6回)



黒瀬IPマネジメント
弁理士 黒瀬 雅志

ミャンマー

1. ミャンマーブームとその終焉

(1) ミャンマーブーム

「アジア最後のフロンティア」というキャッチフレーズのもと、日本企業による投資先としてミャンマーが一躍注目を集めた。そのきっかけとなったのは、2012年の補欠選挙でアウンサン・スー・チー女史が国会議員となり、ミャンマーの民主化が進展したことによる。EU、米国の経済制裁停止表明、日本の円借款開始など、経済成長が期待される新たな投資国として世界の眼がミャンマーに注がれた。

JICAをベースとして、日本による多くの支援プロジェクトが立ち上がり、官民合同による「ミャンマー知的財産制度整備支援チーム」など、知財分野においても多くの日本の知財専門家によるミャンマー知財制度確立に向けた協力が開始された¹。2016年には日弁連知的財産センターと弁護士知財ネットによるミャンマー知財制度の合同現地調査がなされ、報告書が公表されると共に²、ミャンマーから知財担当官などを招いてのセミナーが開催された。当時、ミャンマーにはまだ特許法、商標法など、知財関係法が整備されておらず、これから新しい法律を制定して、本格的な知財制度を実施するというところで、ASEANの1国の知財セミナーとしては異例の出席者を集めるセミナーが続いた。

2019年10月に、ミャンマー知財制度創設に向けて第一線で活躍されているモー・モー・トゥエ教育省・知的財産局副局長³が、知財制度の責任者であるアウン・トゥ商業省副大臣⁴と共に来日し、知財制度セミナーが行われた⁵。このセミナーにおいてミャンマーにおける知財制度の整備状況が紹介され、2020年初頭に商標出願の受理を開始し、中頃に知的財産局（IPD：IP Department）を開設するという具体的なスケジュールが示された。また既存の商標については「ソフトオープン」（知的財産局の正式開局前に知的財産局を暫定的に開局し、既存商標の再出願

1 南 宏輔、上田真誠「日本国特許庁のアセアンに対する知的財産協力」特技懇、2014.1.24 No.272

2 知財ぶりずむ 2016年4月号～6月号にその概要報告が掲載されている。

3 Dr. Moe Moe Thwe、セミナーでは教育省・研究革新局副局長と紹介されている。

4 セミナーでは、新しく創設される知財庁（IPA）の長官（議長）に就任予定と紹介された。

5 JETRO主催・特許庁委託事業「ミャンマー知的財産セミナー」2019年10月16日

を受理する) という方法が紹介され、新商標法施行の日は近いという機運が一気に高まった。

このような中、筆者は、ミャンマーの知財制度の現場を確認する目的で、新型コロナの感染が拡大し、入国制限が始まる直前の2020年2月2日から6日までミャンマーを訪問し、ヤンゴン、ネピドーにおいて、多くの知財関係者と面談した⁶。

帰国後は、後述するように、「JICA知財エンフォースメント検討グループ」にアドバイザーとして参加し、新商標法施行後における模倣品の取締りに関する新しいスキーム案を検討した。

(2) ミャンマーブームの終焉？

2020年8月28日の夕方突然、商業省大臣がFacebookに省令を掲載し、商標の「ソフトオープン」を2020年10月1日より開始する旨を通知した。知的財産局の管轄を教育省から商業省へ移管する手続きが遅れていると聞いていたので、この突然の発表には多くの人が驚かされた。本当に10月1日から開始されるのかという心配もあったが、予定通り既存商標の再出願の受理が始まった。また当初懸念された大量出願による受理システムのトラブルもなく、受理手続きは順調に行われた。

知的財産局を管轄する商業省のスケジュールでは、ソフトオープンの6ヵ月後に新商標法が施行され、知的財産局が正式にオープンする(グランドオープン)。またグランドオープンの日から6ヵ月後には新意匠法、新著作権法も施行され、さらにその6ヵ月後に新特許法が施行されることになっていた。このスケジュールが、予定通りに進められていた場合には、2021年4月1日は、知的財産局がグランドオープンし、新商標法が施行され、ミャンマーにおいて初めての知財制度の運用が開始される記念すべき日となるはずであった。

しかしながら2021年2月1日に突然起きた政変により、知財制度の実質的責任者であったアウン・トゥ商業省副大臣が解任され、また政治的混乱から、ミャンマーの知財制度の施行がいつになるのか全く見通しの立たない状況になった⁷。

多くの日系企業が投資し、今後のミャンマー経済の成長をリードすることが期待されたティラワ経済特区の経済活動にも影響が出ており、またダウエーなどこれから開発が予定されている経済特区への海外企業の期待は急速に低下している。例え現在の政治的混乱が治まり、経済活動が正常化したとしても、再び混乱が起きることへの危惧が続く限り、海外からの投資は大幅に減少し、今までのような経済成長を維持することは困難であろう。今回の政変は、ミャンマーの将来への信頼を壊してしまった。日本における知的財産のミャンマーブームも終焉してしまうのではないかと危惧する。

再び日本で、ミャンマーの知財制度に期待が集まる時までには、まだ時間がかかると考えるが、知財の現場を訪問して感じたこと、2021年2月の政変直前まで検討していた模倣品取締りに関する新しいスキーム案について報告する。

なお、本文中の記述内容に関しての責任はすべて筆者にあり、面談した方々には一切責任はありません。また、「JICA知財エンフォースメント検討グループ」の見解ではありません。

6 訪問には、筆者の他にRIN IP Partners事務所の中川拓弁理士、和田阿佐子弁理士も参加した。

7 2021年3月20日現在の情勢